

元高教福第 976 号

令和元年 10 月 24 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うための、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例」（高知県条例第 11 号）が公布され、「職員の退職手当に関する条例」（以下、「条例」という。）が一部改正されましたので下記のとおりお知らせします。

記

1 改正の内容

条例第 12 条第 1 項第 2 号中の引用規定の整理をしようとするもので、その内容は別添「新旧対照表」のとおり。

2 施行期日

令和元年12月14日

教職員・福利課課

退職手当担当

TEL：088-821-4905

新	旧	対	照	表
新				旧

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- （1） 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- （1） 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者